

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課
内線番号	4773

No.	項目	内容
①	処分名	と畜場法に基づく獣畜の解体検査
②	法令名	と畜場法
③	法令番号	昭和28年法律第114号
④	根拠条項	第14条第3項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	<p>第14条 3 と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 この項本文に規定する検査のため必要があると認められる場合において都道府県(保健所を設置する市にあつては、市。以下同じ。)の職員が解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨又は皮の一部を持ち出すとき。</p> <p>二 厚生労働省令で定める疾病の有無についてのこの項本文に規定する検査を行う場合において都道府県知事の許可を得て獣畜の皮を持ち出すときその他の衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。</p>
⑦	審査基準	と畜検査実施要領(昭和47年厚生省衛乳第48号)第8
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)1日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	1日
⑫	問合せ	生活衛生課食品衛生係(075-414-4759)
⑬	備考	